

青森市国民健康保険条例及び青森市病院料金及び手数料条例の 一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

令和2年12月2日に開催された厚生労働省の第136回社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度（※）における掛金を現在の一分べん当たり1万6千円から1万2千円に見直すこととする方針が決定され、令和4年1月より産科医療補償制度掛金等の見直しが行われることに伴い、青森市病院料金及び手数料条例別表「分べん料」のうち「産科医療補償制度に係る負担額」を改正するものである。

※ 産科医療補償制度

平成21年1月から、産科医不足の改善や産科医療提供体制の確保を背景に、より安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、公益財団法人日本医療機能評価機構が下記の目的で運営している。

- ① 分べんに関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償する。
- ② 脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供する。
- ③ これらにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図る。

2 改正内容

産科医療補償制度の運営主体である公益財団法人日本医療機能評価機構が定める掛金が1万6千円から1万2千円に減額されることから、青森市病院料金及び手数料条例の別表を以下のとおり改正する。

| 種 別 | 区 分 | 改定案 | 現 行 |
|------|----------------|--|---|
| 分べん料 | 産科医療補償制度に係る負担額 | 産科医療補償制度に係る1分べん当たりの掛金に相当する額に胎児数を乗じて得た額 | 単胎分べん 16,000円 多胎分べん 16,000円 に胎児数を乗じて得た額 |

3 施行期日

令和4年1月1日（産科医療補償制度の一部を変更する実施日と同日）